

変更点一覧

三河湾ネットワーク

①ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
<p>第5章 工事及び保守 (デジタルホームターミナル) 第19条</p> <p>2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>第5章 工事及び保守 (デジタルホームターミナル) 第19条</p> <p>2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>(C-CASカード) 第20条</p> <p>3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>(C-CASカード) 第20条</p> <p>3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>第8章 雑則 (禁止事項) 第37条</p> <p>3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。 尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過してデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。</p>	<p>第8章 雑則 (禁止事項) 第37条</p> <p>3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。 尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過してデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。<u>加入者の損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
付則	<p>付則</p> <p><u>この約款は、2024年9月1日より施行します。</u></p>

②ひまわりネットワーク株式会社 光放送サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内[スマイル光]での業務約款）

現行	改正
<p>第5章 工事及び保守 (デジタルホームターミナル) 第22条</p> <p>2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>第5章 工事及び保守 (デジタルホームターミナル) 第22条</p> <p>2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>(C-CASカード) 第23条</p> <p>3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>(C-CASカード) 第23条</p> <p>3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>(引込設備、宅内設備の故障等) 第25条</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナルが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。なお、加入者が故意又は過失により光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを破損して修理が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>(引込設備、宅内設備の故障等) 第25条</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナルが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。なお、加入者が故意又は過失により光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを破損して修理が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>

<p>第8章 雑則 (禁止事項) 第40条</p> <p>3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。</p>	<p>第8章 雑則 (禁止事項) 第40条</p> <p>3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。<u>加入者の損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
付則	<p>付則</p> <p><u>19 この約款は、2024年8月30日より施行します。</u></p>

③ひまわりネットワーク株式会社 光放送サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内[三河湾ひかり]での業務約款）

現行	改正
<p>第5章 工事及び保守 (デジタルホームターミナル) 第21条</p> <p>2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>第5章 工事及び保守 (デジタルホームターミナル) 第21条</p> <p>2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>(C-CASカード) 第22条</p> <p>3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>(C-CASカード) 第22条</p> <p>3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>(引込設備、宅内設備の故障等) 第24条</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナルが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。なお、加入者が故意 又は過失により光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを破損して修理 が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の 損害賠償金を会社に支払うものとします。</p>	<p>(引込設備、宅内設備の故障等) 第24条</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナルが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。なお、加入者が故意 又は過失により光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを破損して修理 が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
<p>第8章 雑則 (禁止事項) 第39条</p> <p>3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。</p>	<p>第8章 雑則 (禁止事項) 第39条</p> <p>3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。<u>加入者の損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u></p>
付則	<p>付則</p> <p><u>18 この約款は、2024年8月30日より施行します。</u></p>

④ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
<p>第12章 保守 （契約者の切分責任） 第45条</p> <p>4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>	<p>第12章 保守 （契約者の切分責任） 第45条</p> <p>4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u>但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>
<p>別表 附則 （実施期日）</p>	<p>別表 附則 （実施期日）</p> <p><u>この約款は、2024年8月30日より施行します。</u></p>

⑤ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款（スマイル光）（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
<p>第9章 保守 （契約者の切分責任） 第45条</p> <p>4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>	<p>第9章 保守 （契約者の切分責任） 第45条</p> <p>4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u>但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>
<p>附則 （実施期日）</p>	<p>附則 （実施期日）</p> <p><u>17 この約款は、2024年8月30日より施行します。</u></p>

⑥ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款（三河湾ひかり）（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
<p>第9章 保守 （契約者の切分責任） 第44条</p> <p>4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>	<p>第9章 保守 （契約者の切分責任） 第44条</p> <p>4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。<u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</u>但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>
<p>別表 附則 （実施期日）</p>	<p>別表 附則 （実施期日）</p> <p><u>この約款は、2024年8月30日より施行します。</u></p>

⑦ケーブルプラス電話利用規約（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務規約）

現行	改正
附則	附則 <u>本規約は2024年8月30日から適用します。</u>
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表3「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。	光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表3「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。 <u>契約者のホームゲートウェイ機器購入代金相当額の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。</u>

⑧ケーブルライン利用規約（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務規約）

現行	改正
附則	附則 <u>本規約は2024年8月30日から適用します。</u>
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表3「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。	光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。 <u>契約者のホームゲートウェイ機器購入代金相当額の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。</u>

⑨メッシュWi-Fiサービス利用規約

現行	改正
第2章 本サービスに関する規程 第19条 (Podの貸与) 3. 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。なお、契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、本規約の別表1に定める損害賠償金を当社に支払うものとします。	第2章 本サービスに関する規程 第19条 (Podの貸与) 3. 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。なお、契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、本規約の別表1に定める損害賠償金を当社に支払うものとします。 <u>損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。</u>
別表1 附則 (実施期日)	別表1 附則 (実施期日) <u>本規約は2024年8月30日から適用します。</u>